

特定原産地証明制度に関する意見

平成19年7月19日
日本商工会議所

日本商工会議所は、二国間・多国間の経済連携協定（以下、EPA）について、世界貿易機関（WTO）による多角的な自由貿易体制を補完し、健全な世界貿易の持続的な発展に寄与するものと考え、その推進を支持してきた。

EPAの主要な目的は、関税の撤廃による貿易の拡大であり、その具体的な手続きの中で原産地証明書は重要な役割を担っている。すなわち、輸入国税関において輸入品に対する関税の減免を受けるためには、原産地証明書の提示が基本的な要件となっている。それは、発給機関にとっては、発給する原産地証明書が、輸入国税関において受理されるに十分な信頼性を確保する必要があることを意味する。

特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しており、その原産地証明書が、ひとたび信頼性を失えば、その回復は容易ではなく、その結果、原産地証明書を利用する企業が関税上の恩典を享受できなくなり、ひいては、EPAの存在意義までもが失われかねない。

当所としては、協定、運用規則、および国内の法令に基づく原産地証明書の発給手続きが、企業に過度の負担を強いる結果、貿易上の障害とならないよう十分配慮するとともに、発給する原産地証明書の信頼性の確保に腐心してきたところである。

しかしながら、当所による努力のみでは、利用者の利便性と証明書の信頼性を両立させることが困難な問題も存在することから、今般、特定原産地証明制度に関し、発給機関である当所における実状を基に、EPAの利用を促進する観点から制度の課題を整理するとともに、改善の方向性について提案する。

記

1．特定原産地証明制度の一層の普及促進について

特定原産地証明制度は、協定本文・原産地規則・運用規則・国内法令・締約相手国の国内法令などにより規定されているため、複数の書類をチェックしなければならず理解が容易ではない。このため、当所はじめ主要都市の商工会議所においては、特定原産地証明制度ならびに特定原産地規則に関する説明会を開催し、制度の普及促進に努めてきたが、商工会議所に寄せられる企業からの質問や相談から判断して、企業規模の大小を問わず、まだ十分に理解が浸透しているとは言いがたい。

ついては、政府においては、わが国が締結したEPAのPRはもとより、特定原産地証明制度の一層の普及に努められるとともに、それに関わる予算の拡充を図られたい。商工会議所としても、可能な限り普及促進に協力する所存である。

2．円滑な発給体制の維持および利用拡大のための政府の予算措置について

現在の発給手数料は、受益者負担の原則の下に、発給事務に携わる職員の人件費の時間単価、発給システムに関する経費等の実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けた額となっている。また、その収支については、区分経理により発給機関の他の会

計から分離し、公開することが義務付けられている。

現在の発給手数料が高額であるとの批判が一部にあるが、現状ですら収支は大幅な赤字となっており、現行の発給体制の維持は困難である。仮に手数料のみによって収支を均衡させようとする、申請者の理解を得られない高額な手数料を設定しなくてはならない。この場合、手数料が関税減免額を上回るケースが多くなるため、国策とも言える E P A を締結した目的を達成しえない。

また、輸出企業によっては、原産性を明らかにする資料を整えるための費用と現行の手数料水準での原産地証明書の取得費用が、関税減免額を上回るため、E P A による関税減免の恩恵を受けずに輸出するケースもある。E P A の利用度を高め、可能な限り多くの企業がその恩恵を享受できるようにするためには、現行の発給手数料を引き下げることにも検討する必要があるが、現状の収支状況では極めて困難である。

さらに、特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しているのであり、発給事務の遂行に必要な基盤の整備等は国が行うべきである。

以上により、円滑な発給体制を維持するとともに、さらなる利用拡大に向け利用者にとって、より負担の少ない手数料額を実現するために、政府は、発給システムの開発および発給体制の維持などについて必要な予算措置を講じるべきである。

3．特定原産地証明書のさらなる電子化の推進について

行政手続きならびに貿易手続きの電子化のさらなる推進は、政府のアジア・ゲートウェイ戦略会議や規制改革会議などでも議論されているところである。電子化のさらなる推進のためには、まず電子化の方向性やあるべき姿につき、関係省庁において、今後の貿易手続きの一元化の中で十分に議論され、合意形成がなされる必要がある。

そのうえで、特定原産地証明書の電子化を実現させようとするのであれば、特定原産地証明書は、関税の減免を受けるために相手国税関で提示されるものであるため、締約国間においてデータ交換システムが必要となる。したがって、電子原産地証明書の導入に際して、電子原産地証明書の発給ならびに相手国税関への送付に必要な電子的な基盤の整備は、電子政府の一環として国が行うべきである。

4．自己証明等について

日メキシコ E P A、日マレーシア E P A では、第三国からの迂回輸入の防止が重視されたことにより、政府・第三者証明が採用されたが、今後の E P A 交渉においては、相手国政府との合意が得られるのであれば、自己証明制度などの導入も検討に値する。

ただし、自己証明制度においても、製品の原産性を証明するために必要なデータの整備および保管する義務や、輸入国税関からの照会に応じる義務がなくなるわけではない。こうした点を踏まえたうえで、政府は、迂回輸入を防止するための方策とともに、自己証明を行う企業のコンプライアンスに対する評価方法、証明事故発生時の罰則などについて、十分に検討すべきである。

5．HS2007 に基づく関税分類の採用と協定附属書の改定

本年 1 月 1 日に商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (HS 条約) が改正され、わが国税関では、同日から HS2007 に基づく手続きを開始している。また、メキシコでは 7 月 1 日から HS2007 に基づく手続きが開始された。

一方、これまでに発効、もしくは署名された E P A においては HS2002 に基づき附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）が作成されている。また、今後交渉が開始される E P A においては HS2007 に基づき附属書が作成される可能性が高い。その結果、企業ならびに特定原産地証明書の発給機関においては同一製品に対し、新旧両方の HS コードを管理しなければならなくなる。

また、協定締約相手国税関において、HS2007 に基づく原産地証明書と HS2002 に基づく原産地証明書の双方を受理することになる結果、混乱が生じることが危惧される。

については、早急に協定締約国間で協議のうえ、HS2007 に基づく関税分類を採用し、協定の附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）を改定すべきである。

なお、HS 分類は概ね 5 年ごとに改定されることから、協定において、最新の HS 分類を採用することを明記すべきである。

以 上